

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 14 回定例
10 月 28 日（月）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 25 年 10 月 28 日に教育委員会第 14 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 25 年 10 月 28 日 (月) | 開会 | 13 時 |
| | | | 閉会 | 16 時 35 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 山 下 孝 三 | 中央図書館副館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |
| | | 谷 学 | 教育総務課人事管理主事 | |

4 その他

(1) 第 27 号・第 28 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 16 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、溝口委員、金子委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 27 号・第 28 号議案及び報告事項 15・16 は人事案件であり、報告
事項 14 は調整中の案件であるため、それぞれ非公開としたいと思うが、
異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 27 号・第 28 号議案及び報告
事項 14・15・16 を非公開とする。

報告事項 1 第 33 期静岡県社会教育委員会中間報告

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 第 33 期静岡県社会教育委員会中間報告
」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

高 橋 委 員： 中間報告を聞いて、来年 8 月にまとめられる最終報告が楽しみになっ
た。問題のある人だけを対象とするのではなく、視点を変えて問題が
ある人もない人も全ての人にとってどうなのか考えていくという取組
は良いと思う。初産の人にとってはプレママ講座やプレパパ講座は有
効であるが、2 人目や 3 人目を妊娠した出産経験者にも講座に参加し
てもらい実際の体験談を含めた情報交換することで、困っている人の
悩みを取り除くことができる。残る 5 回の協議もよろしくお願いした
い。

溝 口 委 員： 静岡県の家庭教育を取り巻く環境が別紙資料に示してあるが、「多様
化」「二極化」「孤立化」が進んでいる。外国人の家庭も多く、家族の
問題も多様化している。その中で家庭の問題点をどうやって線で結ぶ
か、専門家から御意見をもらいたいと思う。

金 子 委 員： 家庭教育だけでなく成人教育にも取り組んでほしい。もう少し広い大
局的な立場から卒業後の社会教育が充実している諸外国を見てきて、
日本でもそうなれば良いと思っていた。ただ、家庭教育もその中で非
常に大きなポイントを占めるものであり、特に 5 (2) イの「家庭教
育支援のあり方をモデル化し」という目標は非常にありがたい。具体
化を目指すことで、県民にもイメージや方向性が分かりやすくなるの
ではないか。

委 員 長： 子どもたちの環境を個別に見ていくと、プラスの部分とマイナスの部
分が各家庭にある。今まで行政はマイナスの部分に何を与えるかを中

心に考えてきたが、逆にプラスの部分にも焦点を当てて、プラスの人がマイナスの人に何かを与えるというように社会全体で補い合うと行政の負担も減るし、社会全体で支えあうという観点でも非常にいいと思う。具体的にコーディネートをしていくのはあくまで行政であり、行政としてどういうコーディネートがあるか最終案で示してほしい。

社会教育課長： あと5回の協議があるので、今回いただいた御意見を参考に、さらに充実させていきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： (特になし)

委員 長： 報告事項1を了承した。

委員 長： 続いて、報告事項2から報告事項7まで一括して事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば何う。

報告事項2 平成25年9月県議会定例会の答弁状況

委員 長： 報告事項3頁「報告事項2 平成25年9月県議会定例会の答弁状況」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教育次長： 追加説明である。別紙資料の95頁に関してであるが、学力対策本部長の立場で教育委員会事務局での情報共有不足を指摘し、報道等でも取り上げられた。あり方検討会の対応でも報告したが、事務局内の課長級の情報交換会を定期的を開催することとし、これによって情報共有が進めていくことを考えている。

報告事項3 学校教育における情報化に関する調査の結果概要

委員 長： 報告事項10頁「報告事項3 学校教育における情報化に関する調査の結果概要」について、奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

報告事項4 静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行結果について

委員 長： 報告事項21頁「報告事項4 静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行結果について」、奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

報告事項5 平成26年度静岡県一般会計予算編成方針

委員 長： 報告事項23頁「報告事項5 平成26年度静岡県一般会計予算編成方針」について、河野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

報告事項 6 知事褒賞授与対象者の決定

委員長： 報告事項 26 頁「報告事項 6 知事褒賞授与対象者の決定」について、岩城高校教育室長より説明願う。

高校教育室長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 7 学力向上に向けた取組

委員長： 報告事項 27 頁「報告事項 7 学力向上に向けた取組」について、山崎教育次長、羽田小中学校教育室長より説明願う。

教育次長： < 報告事項についての説明 >

小中学校教育室長： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 報告事項 7 の学力向上に向けた取組についてである。学力向上に向けた取組が具体的になってきたので、これからも教育次長を中心に進めてほしい。ところで、資料 31 頁に記載された、秋田県の「家庭学習ノート」とはどのようなものか説明してほしい。

小中学校教育室長： 「家庭学習ノート」は秋田県の家庭学習の取組の一つであり、「宿題としてこの科目をやりなさい」として与えられるのではなく、例えば「2 頁やるのが宿題だが、自分でやりたい教科をやろう」のように、自主的な勉強として活用しているもので、予習や復習を自分で考えてやるということである。

溝口委員： 秋田県の家庭学習のレベルは高いように感じる。静岡県では家庭学習自体ができていないが、静岡県でも工夫して、秋田の手法に対して静岡なりの家庭学習のあり方を提示してほしい。

また、10 月 24 日の学力向上集会に出席した感想を 2 点述べたい。まず、「学力向上集会」というタイトルが大きく、オール静岡で学力向上に向けて取り組もうという意欲が会場いっぱい溢れる緊張感がある集会であった。静岡大学の村山教授や文部科学省国立教育政策研究所の樺山調査官からも御意見をいただき、皆で意識改革の共有ができた。今回は「学力テスト」ではなく「学力・学習状況調査」であり、序列化されるテストではなく、調査によって「何が弱点か」「今求められていることが何か」を抜本的に考えさせられた。この 5 年くらいで学力のスペックが大きく変わっているのに、静岡県の教育現場はその変化についていけていなかった。最下位という事実を突きつけられて初めて、求められているものが違うことに気付かされた。これまでのやり方の良さもあるが、子どもたちに求められていることもあり、それについては教育現場も対応していかないといけない。

もう 1 点は、知事の直接的な投げかけがあったことで、教育現場に非常に強い刺激があり、叱咤激励という意味のメッセージが改めて現場の先生方に届いたと確信した。推進校の成果が出ていないとして順位発表した場面も緊張感があったが、その点については国とのコンセ

ンサスができていない状況での公表は刺激的すぎて早計であったかと思う。しかし、「序列化したいわけではない」ということは知事も我々も同じ思いである。教育環境にもいろんなシチュエーションがあり、推進校も2校だけではなくいろいろなパターンがあると思うので、そういったところの目標を明確にしたモデル校の設定が必要ではないか。それがないので、順位だけが上げればよいという設定になりやすいので、どういう力を伸ばすモデル校なのか、その点をふまえてモデル校を設定してほしい。

金子委員： 学力向上集会は意識改革を迫られる集会であった。新しく指導要領が改訂されて一般に示されていながら、現場が正確な把握をしてこなかったということに驚かされている。指導要領に従って教育を行うことは当然のことであり、そのことが浸透していなかったことはなぜか、非常に課題を感じる。全国学力・学習状況調査は1年間かけて作成するが、指導要領に沿った国語の到達点が、国からのメッセージとして示されている。「国語で生きる力をつけさせる」ための調査であるが、静岡県ではそこを捉えきれていなかったという点で課題を感じている。これにどう取り組んでいくかであるが、例えば漢字やことわざの問題についてはトレーニングでできるが、静岡県の子どもが読解力の問題でできなかったことについては、一朝一夕では解決しないと感じている。読解力をどのようにつけていくかは、教育方法論になっていくが、その議論を教育委員会・学校現場・市町教育委員会でのどのくらい煮詰められるか、非常に大きな課題と認識している。

学校教育課長： 推進校についても御発言いただいたが、推進協議会の中の推進校として3月に指定させていただいたが、翌4月に全国学力・学習状況調査が行われた。協議会の中では協議会で協議された内容を具体的に推進していただくための推進校であり、2校については学校の実態と課題にあわせて具体策に取り組んでいる。その意味では、全校長先生には取組の過程を啓発・学んでいただくという点で意義のある発表であったと考えている。また金子委員に御指摘いただいたように、11月6日の市町教育委員会教育長正副会長との協議の御意見も参考に、推進協議会のデータを示して対策本部長より県としての具体的な策を発信したいと考えている。

高橋委員： 資料31頁にある秋田県の「教育専門監」とはどのようなものか。

学校教育課長： 指導主事ではないが、担任や授業は担当せずに、各学校を巡回して資質向上を目的に教員の指導を専門的に行う職である。

高橋委員： 静岡県の指導主事とは違うということか。

学校教育課長： 静岡県の「教科等指導リーダー」のように、現場の教員の近くで授業支援をしてもらうという存在である。

高橋委員： 「秋田県の授業について参加者の感想」を読んで、家庭との連携が欠かせないことを改めて実感した。子どもたちに学校側から具体的な指示も多く出されており、子どもが何をやったらよいか分かる授業展

開になっていると感じた。静岡県の中でも「つけさせたい力」として様々な取組をしていると思うが、現場の先生や家庭、最も大事な子どもたちに伝わっていなかったのではないかと、という感想も持った。具体的に「国語の力」と言っても、国語にもいろいろあるので、「この学校ではこんなことに力を入れてみよう」など具体的にターゲットを絞って子どもたちと教師が「今はこのことを学んでいるのだ」と分かち合えれば、家庭でも何を応援していくのかが分かるので、具体的な方策を作っていくことが大事だと思う。

溝口委員： ぜひスピード感を持ち、アクションとして取り組んでほしい。静岡大学の村山先生も、「小学5年生から今年の問題をやってみよう」と提案していた。11月中にはリーフレットも配布されるということだが、そこで家庭で何をすべきかを具体的にわかりやすく提示し、現場や家庭ですぐに取り組めるようにしてほしい。

委員長： 今回の学力低下問題については、県議会でも質問された。知事だけでなく、県民を代表して選ばれている県議会議員も非常に心配しているということである。学力向上集会でも一部で「言い過ぎ」「やりすぎ」という部分もあったかもしれないが、全体の真意を受け取るのであれば、「県議会も知事も現状を非常に憂いている」というように受け取るべきではないか。

民間の会社経営では、業界最下位の会社は来年には潰れて社員は失業する。それが業界最下位の意味である。県単位で最下位ということは、「明日はもうない」ということである。「きれいな授業」「楽しい授業」など先生には思い入れがあるのかもしれないが、「会社を立て直すためには何をすべきか」を考えると、法律違反にならない限りは、何でもやらなければならない。仮に我々教育委員が取締役で事務局が執行役員だとすると、我々は「執行委員全員に辞めてもらい、代わりに秋田県から執行委員を連れてきて秋田県のやり方を導入してもらおう」ということを決定しなければいけないという危機的な状況である。一語一語の刺激的な言葉を自分の悔しさとして、それを背負って現場の先生方に努力していただくことが一番大事なことである。

また、先ほどから「具体的」という言葉が何回も出ているが、事務局の提案はまだ抽象的であると感じる。では何が具体的かといえば、例えば「全学校で最低限これをしていただく」と伝え、期限を区切って実行してもらおうことである。これは抽象的ではない。ただ、学校ごとに個別性があるので、個別に考えていただくことも大切である。しかし、個別性を優先すると「考えています」「対応しています」で終わってしまうので、まずは全県下でやらなければならないことを県教育委員会で決定して「これを必ずいつまでにやってください」と指示し、その上で「個別の問題を洗い出して個別に何をやるかをそれぞれの学校が申し出る」、そして「やったかどうかを確認する」、それが具体的ということである。事務局の提案では、言葉だけの具体性のよう

に感じる。

教 育 長： 具体性の問題で言えば、より具体的な施策を打ち出していかねばならないと感じる。ただ、市町の立場もあると思うので、11月6日の市町教育委員会教育長正副会長との協議で共通性をふまえ、その上で個別性の整理を行いたい。

また、校名順位の公表については、この教育委員会の中でも共通の理解を図ることができた。本年度については本年度の実施要領に基づいた対応を県教育委員会・市町教育委員会がするという前提でやっており、基本的な考え方はぶれることなく、これからも進めていきたいと思う。多く御意見をいただいたが、様々な立場の人の思いを真摯に汲みながら、スピード感をもって具体策を打ち出していく。なお、この件の報告については、対策本部長を中心に次回以降の定例会の中で報告していく。

委 員 長： ところで、予算についてであるが、いじめ対策と学力向上については予算を追加して認めるという発言があった。静岡県の教育費に使われている割合が少ないという意見もあった。集計の仕方が違うので、一概にそうではないということもあるが、せっかく知事部局のほうで予算を出すと言ってくれているので、是非出していただきたい。

高 橋 委 員： 資料の「秋田県の授業について参加者の感想」で、「自己の変容を実感できる内容であった」とある。一つの授業の時間の中で、振り返りができているということであり、静岡県としても目指していくべきである。

委 員 長： 静岡県は発展途上であり、先進事例の真似をすれば簡単に追いつくことができるという点でキャッチアップしやすい。その意味ではやれば追いつけること、やるべきことは分かっているので、問題はやるかやらないかである。皆さんを信頼しているので、この恥を雪ぐべく努力してほしい。

教 育 次 長： 予算については、国の予算も含めて、既に認められたということではなく、これから協議を進めていくということである。その協議の中で、重点テーマを決めていきたいということである。

委 員 長： 予算は取れそうなときに、取っておくべきである。

金 子 委 員： 報告事項2の平成25年9月県議会定例会の答弁状況についてである。県議会の答弁の中で、小学校の英語教育の早期化や小学校3年生の英語教科化、グローバル人材の育成について議論されている。そのような状況になりそうだと聞いているが、結局は莫大な税金を投入しても、高校3年や大学4年で社会に出て、社会人として英語を話せない、読めない、グローバルの意識が持てない、ことになると思う。今のまま小学校3年生から英語教育を始めても、中学校で半分くらいの生徒が英語嫌いになり、高等学校でも英語好きな子は非常に少なくなる。いくら小学校で前倒して外国語活動をやっても、その後「授業」になることで英語嫌いになる。今後も前倒しでやっても同様だと予想される。

結局は成果を問わないといけない。これまで 50 年間、問題を放置し、「ALTを入れればよい」とか「英語の授業時数を増やせばよい」といった議論で今に至っているが、それでも育っていない。つまり今の手法ではダメだということであり、前倒しでやってもうまくいかないことに気がつかなければいけない。前倒しでやってもダメならば、やり方を変えるしかない。そこまで本気で外国語を駆使できる人間を育てるには、活動と共に意識を変えていくしかない。外国語の習得と意識は連携しており、話せなくて意識がある、というケースは少ない。小学校や中学校、特に高等学校でそのことを考えて社会へ送り出す、ということに本気で取り組んでほしい。

教 育 長： この問題については、今回の「教育行政のあり方検討会」の中でも「総合教育センターに研究の機能をより充実する」と提案しており、その中の大きなテーマの一つとしてグローバル人材の育成がある。小学校の英語の教科化ともリンクしながら、遅れをとらないようにグローバル人材の育成や外国語教育との兼ね合いについても、来年度から研究に着手していくことが必要だと考えている。

委 員 長： 先日の教育関係者懇談会で藤枝市立西益津小学校に行ったが、そこでは3年生・4年生に、テストによって英語力を試すということをやらない活動が実施されていた。それに対し、5年生・6年生にはきちんとテストをやってそれだけの学力がついたのか、評価されている。そのことも十分考えていただきたい。ただ、過去と違う社会環境もある。日本の企業の多くが海外に進出しており、私が社外取締役を勤めている会社も海外生産が4割で国内生産は6割となっており、その会社に入りたと思ったら語学を勉強せざるを得ない。必ずしも英語ばかりではなく、その会社もヨーロッパのドイツ語圏やロシア語圏に進出している。一つの外国語を習得すると、他の第二外国語や第三外国語を学ぶときに非常に良い影響がある、という実態がある。単純にお遊びの英語の時間は終わりにして、ちゃんとした評価テストが行われる英語教育に入ってくる。そこを心して、今から教員を育てていかないといけない。教員が不足しているのが一番大きな問題である。

金 子 委 員： 評価が行われても、英語を嫌いにならないということが大切である。今は活動なのであのようにできている。しかし評価が伴うと、そうはいかない。目指すべきゴールは、藤枝市立西益津小学校のような活動を中学校や高等学校でも一部やっていくだけであり、子どもたちは自ら吸い取っていく。ただ、中学生や高校生になると難しくなり、いくらか前倒しをしてALTを導入するために税金を投入しても、先が見えている。大変なことではないが、学力テストの問題も意識の改革が一番大事だと思う。英語も同様であり、英語を使うことに対する意識の改革が基本ではないかと思う。

溝 口 委 員： 多家県議の質問で、ラグビーワールドカップのキャンプ地のガイドラインに触れているが、この件と 2020 年のオリンピックのキャンプ地や

学校教育の中でどのように盛り上げていくかなどについて、報告はないか。また、担当は知事部局になるのか。

スポーツ振興課長： 知事にも強い思いがあり、「本県にはエコパなど立派な競技場もあるので、是非 2019 年にラグビーの試合を開催できるように」という指示をいただいている。その関係で県議会で答弁させていただいたが、実際にはガイドラインが今月末に出てくる予定であり、これが出てから実際の動きにつながっていく。オリンピックについては、先週金曜日に森山副知事が中心となってオリンピック推進対策本部が立ち上げられた。今後その中で、例えば「事前合宿において本県であればこんなこともできるのではないか」などの研究・対策をこれからやっていくことになっている。なお、オリンピックに関しては主に文化・観光部が中心となり、スポーツ振興課はサブ的な役割になってこれから動いていく。

溝口委員： 了解した。
委員長： 他に異議はないか。
全委員： (特になし)
委員長： 報告事項 2～7 を了承した。

委員長： 続いて、報告事項 8 から報告事項 13 及び行事予定まで一括して事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば伺う。

報告事項 8 引佐地区新構想高等学校(仮称)の校名応募状況

委員長： 報告事項 32 頁「報告事項 8 引佐地区新構想高等学校(仮称)の校名応募状況」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 9 平成 25 年度コミュニケーションスキル講座実施状況

委員長： 報告事項 33 頁「報告事項 9 平成 25 年度コミュニケーションスキル講座実施状況」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 10 掛川地区及び榛南特別支援学校(仮称)の校名募集

委員長： 報告事項 34 頁「報告事項 10 掛川地区及び榛南特別支援学校(仮称)の校名募集」について、渡邊特別支援教育室長より説明願う。

特別支援教育室長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 11 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況(追加調査 2)

委員長： 報告事項 35 頁「報告事項 11 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況(追加調査 2)」について、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 12 第 55 回関東ブロック民俗芸能大会

委員長： 報告事項 36 頁「報告事項 12 第 55 回関東ブロック民俗芸能大会」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 13 第 68 回国民体育大会本大会結果

委員長： 報告事項 37 頁「報告事項 13 第 68 回国民体育大会本大会結果」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： < 報告事項についての説明 >

報告事項 平成 25 年 11 月の主要行事予定

委員長： 報告事項 38 頁「報告事項 平成 25 年 11 月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 報告事項 13 の第 68 回国民体育大会本大会結果についてである。本県では最近では女性の成績が 10 位台で良かったが、今回 20 位となってしまうのは強化が成功した岐阜県の影響だけではないと思う。元気がないように感じる中で、柔道の女子の部で静岡県が 2 位となったのは、静岡国体以来の快挙であった。しかし、男性と共に成績が下がっており、他県ががんばったというだけではないと思う。この後、関係団体のヒアリングもあるということであり、競技力だけでなく体罰などガバナンスについても今問われていて、少年団などからも問題が上がってきているようなので、その点も含めてきっちり体罰なしで競技力が向上するように指導してほしい。

金子委員： 報告事項 12 の第 55 回関東ブロック民俗芸能大会についてである。一昨年に民俗芸能大会を見学したが、非常に良かった。堅苦しいだけでなくエンタテインメントなどの要素も盛り込んでおり、神楽であるが非常に楽しいものであった。皆さんも時間があれば行ってほしい。

委員長： この大会は、まだ申し込みができるのか。

文化財保護課長： 入場無料で事前申し込みも不要である。

高橋委員： 報告事項 9 の平成 25 年度コミュニケーションスキル講座実施状況についてである。旧周智高校での継続参加が前期で 7 人というのは、前年度からの継続ということか。

高校再編整備室長： そうである。

高橋委員： 後期に継続する者が 17 人のうちの 13 人ということだが、昨年度・今年度前期で継続していた 7 人は後期でも継続しているのか。

高校再編整備室長： 昨年度の参加者の中には高等学校を卒業した者もあり、昨年度 1・2 年生だった者の内、継続した者が 7 人ということである。今年度前期の

17 人の中には 3 年生も含まれており、3 年生の 8 人は後期も継続している。

高橋委員： 東部キャンパスはまだ始めたばかりなので、10 人の募集枠の中で木曜日の講座は参加が 6 人ということであるが、今後定着していくことによって増えていくといいと思う。生徒や保護者にも効果が上がっている実感があると思うので、これからも根気よく続けてほしい。

高校再編整備室長： 資料にもあるが、木曜日はスクーリングの日に合わせて実施し、通信制に在籍する生徒のうち、希望者を対象にソーシャルスキルトレーニングを実施する予定である。必要と思われる生徒については、教員からの声かけも行っている。

溝口委員： 木曜日の講座の活動内容には体験活動が入っていないが、体験活動も加えてみたらどうか。時間的な制限もあるのか。

高校再編整備室長： 日曜日の講座は 1 回が 4 時間の活動で、内訳は体験活動に 2 時間、ソーシャルスキルトレーニングが 2 時間となっている。木曜日はスクーリングの時間として 2 時間のみの活動なのでソーシャルスキルトレーニング 2 時間のみとしているが、御意見を学校にフィードバックして、体験活動 1 時間、ソーシャルスキルトレーニングで 1 時間、という活動が可能かどうかについても検討したい。

溝口委員： コミュニケーションスキル講座の目的のために、体験活動がすごく効果的であったと思う。その趣旨をノウハウに落とし込んで、融通がきくようにしてほしい。

委員長： 「発達障害の生徒を対象に先進的に取り組みましょう」として始まった講座であり、できるだけいろいろな人に体験してもらいたい。継続希望者が多いのはいいことであるが、継続者中心で新規希望者がはじかれるのでは困るので、新たな新規希望者も加えてほしい。また、発達障害の生徒が県内で 40 人以下のはずはない。新規の人が参加できないのは非常に残念であるので、多くの人数に対応できるように、一回は学校で講座を受講し、実践は家庭で行う、というプログラムの組み方も必要ではないかと思う。

溝口委員： 新規の希望者は集まらないのか。

高校再編整備室長： 定員を超えた場合には新規優先だが、申し込みが定員内のため継続者にも受講を認めている。

溝口委員： 新規の参加者が少ないのは広報が足りないからではないか。潜在的な人数はもっと多いはずであり、そこに飛び込めない理由があって手が挙げにくい。それが発達障害ということであるが、どういう仕掛けで募集するかを工夫しないと、生徒を救えないプログラムになってしまう。実際に参加した生徒には継続性があり、講座自体が良いことは分かる。しかし、教員が勧めて、ではよくないので、自ら進んで手を挙げやすくしてほしい。

委員長： 報告事項 11 の危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況についてである。報告については了解したが、このように芋づる式に次々

に出てくるのは見苦しいので、この際にしっかり確認した上で報告してほしい。

学校人事課長： 前回6月の報告の際にはそれで全てのはずであったが、今回の講習会を実施した中で質問が出て、急に発覚したものである。

委員 長： 見苦しくなっても、隠すことはないようにしてほしい。

学校人事課長： それは約束する。

委員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項8～13及び行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第27号議案 平成25年度末教職員人事異動方針

非公開

<非>報告事項14 平成26年度当初予算 総合計画の次期基本計画の重点施策に係る新規の取組

委 員 長： 報告事項39頁「報告事項14 平成26年度当初予算 総合計画の次期基本計画の重点施策に係る新規の取組」について、河野財務課長より説明願う。

財務課 長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 1番目の「県立学校老朽校舎対策事業費」と5番目の「県立学校危険防止対策事業費」は重複しないか。

財務課 長： 全く別であり、重複はしていない。

溝口委 員： 老朽化によって危険になっている、ということではないか。

財務課 長： それもそうであるが、建築基準法により学校などのような建物は築10年以上については打診検査が義務付けられており、異常があればすぐに対応しなければならず、そのため「老朽化改修のためには何年か待って」というわけにはいかない。危険防止対策はすぐに行うべき対策である。

溝口委 員： 老朽化と危険防止では基準が違うのか。

財務課 長： 老朽校舎対策については特に基準がなく、予算との兼ね合いもあって古い校舎から順次、計画的に対応している。

委 員 長： 2番目の「ふじのくに学力向上事業費」の活用であるが、歳出と一般財源ではどう違うのか。

財務課 長： 例えば、学び方支援非常勤講師は2校に1人程度、260人ほどになるが、これは国庫補助が活用できれば国庫分を除いた額となる。

- 委員 長： それが一般財源か。
- 財務課 長： 国庫補助なので国からの補助率は3分の1になり、残りの3分の2が一般財源になる。
- 委員 長： 小中学校対策ということか。
- 財務課 長： 学力向上については小中学校で、特に小学校が中心である。
- 委員 長： 市町教育委員会から請求されるのではなく、県から「予算をつけるので活用して」と訴えるのか。
- 学校人事課人事監： 小中学校の教員の給与については県費負担教職員の扱いであり、ここで予算を確保して非常勤講師を任用してもらうということである。
- 溝口委員： これで加配措置をするのか。
- 学校人事課人事監： そうなる。
- 委員 長： 一律35人学級はうまくいっていない。同じように250校に1人ずつ派遣するのではなく、必要か不要かの基準を作って、その基準に合わせて必要なところへ配置してほしい。
- 財務課 長： 今「250人」と機械的に設定しているが、予算のときは決めきれないので、配置のときに実態を見て考慮するということである。また、教員免許に関わらずやっただけ支援サポーターについても、すでに設置している市町教育委員会もある。予算がつけばという前提であるが、そういった実態も調べて必要としている市町に配置したい。
- 溝口委員： かなり強気な要求のように感じるが、それはどうか。
- 教育次長： 教育委員会ではこれまで要求を抑えてきたと聞いている。今回はそうではなく、地教行法にも記載があるように教育委員の御意見を伺って、予算確保のためにがんばりたいと思う。
- 溝口委員： 次に、2020年のオリンピックに向けた「スポーツ推進事業費」である。選手の競技力向上も大切であるが、外国チームのキャンプ地の招致がうまくいけば地域がかなり活性化する。そのためには、競技団体のサポートが不可欠である。例えば、ラグビーでトップリーグの選手はみんな北海道に集まっているが、その航空費運賃などを補助していくことで、より多くの選手が集まり練習試合も頻繁に行われるようになった。スポーツ振興のためには、競技力向上だけでなく、そのような仕掛けも戦略経費として必要なのではないか。
- 委員 長： 納税者としては、効果があいまいな事業に予算が要求され、どんどん使われるとなると不満を感じる。
- 財務課 長： 全庁を挙げて取り組むことであり、オリンピックだけでなくラグビーもキャンプ地の招致をするが、静岡県に呼び込んで経済効果を上げようということである。そこは知事部局が中心となり、教育委員会としては競技力向上やスポーツ振興の予算となるが、全体の予算としては全庁的なものとなる。
- 溝口委員： 招致は付加価値があって経済効果もある。飛行機の利用などの工夫も検討してほしい。
- 委員 長： スポーツのための収益を確保して、費用を税金以外で負担するように

しないと、要求されるままに選手に金を払うというのは納税者として納得できない。オリンピック入賞の可能性が高いなど、基準をはっきりさせて節度を持ってほしい。

溝口委員：具体的に東京オリンピック候補選手の支援としてやりやすいのは、県庁職員や教員として採用することではないか。埼玉県庁のマラソンランナーのように静岡県庁の職員としてがんばってもらえばイメージも向上する。

高橋委員：次に「いじめ等生徒指導対策事業費」である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増やすという説明であったが、例えば浜松江之島高校のピアカウンセリングのような活動ができるスクールカウンセラーを採用するなど、あまり経費をかけずにできることもある。スクールカウンセラーという一括りではなく、スクールカウンセラーのスキルアップにもお金をかけるという理解をしてよろしいか。

学校教育課長：スクールカウンセラーの研修会は実施している。現在、スクールカウンセラーのうち49人が臨床心理士であり、その他79人は準じる資格なので、スクールカウンセラーの研修会は必要であり、この研修会をさらに充実させることを考えている。

高橋委員：充実をぜひよろしくお願いしたい。

委員長：一律ではなく、必要などところに必要な予算を配置すべきである。

財務課長：これは、既存の事業がないところから要求させるということである。そのため、実際に事業を組むためには今の事業や施策と組み合わせた中で実施していく。例えばいじめ対策もスクールカウンセラーに関する取組だけ申し上げたが、もろもろのことを含めて事業化していくということである。

溝口委員：次に、「県立学校再編整備関連事業」であるが、例年以上に予算が必要ということか。

財務課長：平成27年4月開校予定が、掛川地区特別支援学校・榛南地区特別支援学校・引佐地区新構想高等学校の3校あり、事業費が重なっているということである。

委員長：再編整備がひと段落すれば、この事業費は減額するのか。

財務課長：再編整備がなくなってきたところで、老朽化校舎対策が本格化するということである。

委員長：高校の場合は生徒数によってはいくつかの高校を統合することができるが、小学校や中学校は子どもたちの通学の事情があってなかなかできない。そうであれば、小中一貫を進めたらどうか。「ヨコ」の合併が難しければ「タテ」でやればよい。例えば小学校や中学校で教室が余っていれば、どちらか一方に集めれば校舎の数は半分で済む。少子化で子どもたちの数は減少しており、小学校と中学校を一緒にすることで、1校で足りてしまうケースも出てくるはずである。市町にも提案していかなければならない。小中一貫は校舎の無駄を省くだけでなく、教えることの無駄も省くことができる。ゆとり教育が変わって教えるべ

きカリキュラムが増えた結果、小学校高学年の算数と中学校の数学を見ると、中学校の数学を学ぶと不要になってしまう算数の内容もある。例えば、代数が分かれば鶴亀算は必要ない。「教えることが多すぎて時間がない」と言っているのに、重複したところを減らそうとしないとますます無駄が増えていくので、そのような工夫をしていくべきではないか。

教 育 長： 制度的には、小中学校を一緒にしても鶴亀算をやめて代数に一本化することは現時点では認められない。ただし、国でも六・三・三制から四・四・四制など検討しており、ある意味では動きが出てきている。

委 員 長： ただ真面目にやって、「子どもの学力が落ちたが、言われたとおりやったのだから仕方がない」ではいけない。先生は子どもの負担を減らす工夫をしながら、効率よく教えることが仕事である。

また、中学校に小学校から子どもの指導履歴が送られず、中学校の先生は白紙の状態子どもたちに接することになり、その結果、中学校に進学した途端に不登校になったり学力が伸びなくなったりするケースがある。義務教育9年間の中で子どもたちの履歴を連続させるのは非常に大切なことであり、そのためにも日本中で小中一貫が進んでいる。静岡県は変化の最後に行くことが多いが、コミュニティ・スクールも含め、良い取組については先端に行くべきではないか。

教 育 長： コミュニティ・スクールは現在も積極的に働きかけている。

委 員 長： コミュニティ・スクールにも長所と短所がある。一年間実施してみて、出てきた悪い面と良い面をしっかりと県民に伝え、良い面が伸びるようにしたらよい。クレーマーが学校評議員になっても学校にとっては迷惑であり、地域の有力者が学校を牛耳って人事に口出しすることになっていけないので、「知恵を出し、汗を出し、なおかつ金も出す」評議員を探すことである。正しいコミュニティ・スクールのあり方を一年間で実験して結果を発表してほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項 14 を了承した。

< 非 > 第 28 号議案 平成 25 年度静岡県教育委員会被表彰者の決定

非公開

< 非 > 報告事項 15 県立高等学校実習助手採用第 1 次選考試験の結果

非公開

< 非 > 報告事項 16 静岡県教育職員特別免許状審議委員会の実施

非公開

【閉会】

委員

長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 25 年度第 14 回教育委員会定例会を閉会とする。